



アジアでのバスケット通貨制度 必要な合意の形成

調査部長 森 純一

アジア危機の要因の一つに危機前のアジア各国がそれぞれの通貨の対ドルレートを固定していたことが挙げられる。たしかにタイの通貨危機はバーツがドルの一定レートに人為的にペッグしており、為替リスクなしにバーツとドルの金利差を享受できたことから多額の資金が流入し、タイ国内でのバブル状況や、金融システムの肥大化を招き、また危機が始まれば急速な資金流出に結びついたのである。

このような固定的な為替相場制度への反省があるにもかかわらず、アジア通貨危機後、ASEAN 諸国の多くが実態的にはドル・ペッグに回帰している。たとえばマレーシアは1ドル=3.8 リンギに固定化しているし、それ以外の国の通貨も実質的にドルに連動した推移となっている(注 1)。また東アジアの多くに国にとって競争相手である中国も人民元をドルにペッグしているなかでは、東アジアの国々がドルに自国通貨を連動せざるを得ない状況も理解できる。

これは単に為替相場の動きに現れているのみでない。アジアで活動をしている自動車や電機などの日本のメーカーも米国という大きな輸出市場を見据えて、生産基地であるアジアはドル圏と捉え、域内での決済もたとえばシンガポールで米ドル・ベースのマルチネットィングを行なっている企業が多いのである。人々が意識するとしないと関わらず米ドルが実質上の地域の基軸通貨として利用されている。

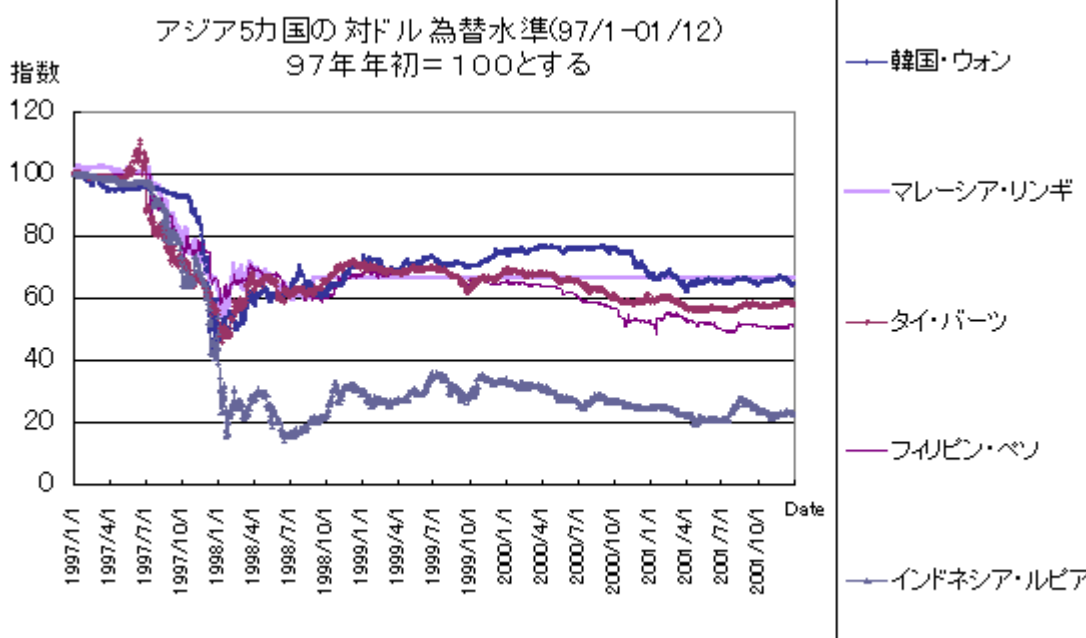
一方、アカデミックな分析の成果を見ると、たとえばマクロ経済的な分析を行なっている神戸大学の後藤教授などの分析(注 2)では、ASEAN 諸国は経済的なショックについて日本と同様な影響を受ける(これを ASEAN 諸国と日本の経済ショックに対する対称性があるという)のに対し、米国との対称性は見られない。最適通貨圏の議論からも東アジアはむしろドル圏ではなくドル、円、ユーロのバスケットに連動する独自の通貨圏として歩むべきという結論になる。また通貨当局からも 2001 年 1 月の ASEM 蔵相会議に際しての日仏共同ディスカッション・ペーパーに見られるように先進各国の通貨からなるバスケットへのペッグが望ましいと言う議論が行なわれている(注 3)。

バスケット制は一般の人々や政治家にはなじみのない制度であり、なかなか分かりにくい。またバスケット制は一国のみが採用しても、隣国が採用せねば、為替相場の動きに応じて地域のなかでの競争力のシフトが起きて、地域の安定した経済運営は難しい。

バスケット制のような機械的な計算は通貨のレベルを決定する各国の主権と相反するとの反発もありうる。基軸通貨としてのドルには長い間使われてきた慣性も働く。

アジアの将来を考えると、特に中国と言う巨大な経済力の台頭のなかで、アジアの通貨体制をどう方向付けていくのか、アジアにとってまた我が国にとって極めて重要なことである。中国も WTO に参加し、自由化の進む中で中国の通貨制度もいつまでもドル・ペッグは続けられず、より柔軟な為替政策を必要とすることになるだろう。そのときにバスケット・カレンシーへのペッグを歩むべきか、どのようなバスケットが好ましいかなど、学会、通貨当局、そして民間経済界も含めて、また日本とアジア域内での広範な合意作りが必要である。

(注 1)



(注 2) 後藤教授の論文以下の報告書に含まれており、財務省のホームページから英文で読むことができる。Strengthening Financial Cooperation and Surveillance (KOBRESEARCH PROJECT) 平成 13 年 2 月 財団法人 国際通貨研究所編 <http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou041.htm>

(注 3) 日仏共同ディスカッション・ペーパーは以下の財務省ホームページから読むことができる。 <http://www.mof.go.jp/ase/ase03e.htm>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2002 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>